


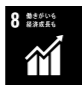






基本目標	基本取組	施策の方向
IV 一人ひとりを尊重し、男女共同参画意識が浸透する 	1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革	(1)男女共同参画を進める広報、啓発活動 (2)家庭・職場・地域における意識啓発 (3)社会制度・慣行の見直しに向けた意識啓発 (4)男性の意識改革の促進
	2. 男女共同参画教育の推進	(1)男女平等の視点に立った学校教育等の推進 (2)男女平等の視点に立った社会教育等の推進
プランの推進体制の整備・強化 	1. プランの進行管理	(1)プランの進行管理
	2. 推進体制の充実	(1)推進体制の充実 (2)特定事業主行動計画の推進
	3. 市民・地域等との連携	(1)市民・地域等との連携

※「基本目標」と「基本取組」は平成29年度から10年間、「施策の方向」は今後5年間の取り組みとします。

<本プランと関連するSDGsのゴール>

	3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する		8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
	4 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		10 人や国の不平等をなくそう	国内及び各国家間の不平等を是正する
	5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う		16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

<後期計画における新たな施策>

後期計画では、プランの体系に基づき、下記の取り組みを新たな施策として追加し、取り組みを進めていきます。

○地域活動に参画しやすい環境づくり

男女がともに積極的に地域活動に参画できるよう、地域との連携を深め、啓発や情報提供を行います。

○男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

自主防災組織や地域防災リーダーへの女性参画を促進し、男女共同参画による防災体制の充実を図ります。

○性暴力防止のための意識啓発

性暴力防止のために関係機関との連携を深め、福岡県性暴力根絶条例の周知を図るなど情報提供に努めます。

○性的少数者に配慮した取組の推進

市の事務事業で性別を明確化する必要のないものは、改める取り組みを進めます。また、性的少数者に配慮した「パートナーシップ宣誓制度」などの導入に向けた取り組みを進めます。

○アンコンシャス・バイアス(※1)の解消に向けた取組の推進

男女共同参画の視点による家庭、地域、職場などにおける制度や慣習、慣行について実態調査を行い、現状を把握して意識啓発に努めます。

(※1) アンコンシャス・バイアス…人が無意識に抱いてしまう偏見や、根拠のない思い込みのこと

<計画の進行管理>

後期計画では、4つの基本目標のもと、それぞれの「施策の方向」に沿って、54の施策を掲げています。これらの施策は、毎年進捗状況を把握して年次報告書を作成し、学識経験者や事業者の代表などで構成される「田川市男女共同参画審議会」を開催して意見を聴き、その結果を公表します。

※このプランの詳しい内容は市ホームページに掲載するほか、市男女共同参画センターで見ることができます。

第2次田川市男女共同参画プラン 後期計画を策定

<プラン策定の趣旨>

本市では、平成29年に「第2次田川市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現のため、さまざまな取り組みを行ってきました。しかし、令和2年度に実施した市民意識調査の結果を見ると、依然として、家庭や地域、職場など多くの場で男女の不平等を感じる人が多い状況にあります。

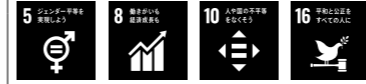

このような状況を踏まえ、このプランの中間年度である令和3年度に見直しを行い、後期計画を策定しました。

男女共同参画社会とは

男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず社会のあらゆる分野にともに参画し、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のこと。

<プランの体系とSDGsとの関連性>

SDGsでは「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、2030年までの包括的な17のゴール(目標)を定めています。本プランは、以下のゴールと関連しています。

基本目標	基本取組	施策の方向
I 働く場において 男女がともに参画し、活躍する 	1. 働く場における男女共同参画の推進	(1)男女の対等な雇用機会と待遇の確保及び支援 (2)仕事と子育て・介護の両立支援 (3)企業等における女性の登用推進及び啓発 (4)ワーク・ライフ・バランスの意識啓発
	2. 女性の能力をいかせる就労環境の整備	(1)多様な働き方を可能にする能力開発・就職支援 (2)女性による起業や再就職の支援
II 地域社会において、 男女が支え合う 	1. 地域における男女共同参画の推進	(1)地域活動への男女共同参画の促進 (2)地域活動団体等の育成、支援 (3)防災活動における男女共同参画の推進
	2. 社会環境づくりへの女性の参画促進	(1)男女共同参画を推進するリーダーの育成・活用 (2)審議会等への女性の登用促進
III 男女がともに 健やかに安心して暮らす 	1. あらゆる暴力の根絶及び被害者支援	(1)DV防止のための広報・啓発活動 (2)DV相談体制の充実 (3)被害者の緊急保護と救済体制の充実 (4)性暴力根絶に向けた取組の推進 (5)ハラスメント防止に関する取組の充実
	2. 生活上の困難や人権課題を抱える人々への支援の充実	(1)ひとり親家庭への支援 (2)子ども、高齢者、障がい者、外国人及び性的少数者等の人権を尊重する啓発の推進
	3. 生涯を通じた心身の健康支援	(1)心身の健康づくり支援の充実 (2)性と生殖の健康と権利についての理解促進